

大和市保育所設置条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月26日

大和市長 大 木 哲

## 大和市規則第29号

大和市保育所設置条例施行規則等の一部を改正する規則

(大和市保育所設置条例施行規則の一部改正)

第1条 大和市保育所設置条例施行規則(昭和62年大和市規則第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「前条第1項」を「前条第3項」に、「別表第1(2)の表備考第2項」を「別表第1備考第1項」に改め、「保育標準時間又は」の次に「同項に規定する」を加え、「(以下「利用時間」という。)」を削る。

第6条第1項中「利用時間」を「、その承認を受けた時間」に改め、同項中「、又は」を「又は」に改め、同条第2項中「利用時間の変更等の」を「前項の規定による申込みに対する」に改め、同条第3項に後段として次のように加える。

この場合においては、市長は、当該保護者に係る延長保育の利用承認を取り消すものとする。

第7条の見出し中「解除」を「利用承認の取消し」に改め、同条第1項中「が次の各号のいずれかに該当する」を「の保護者について延長保育の利用が不相当であると認めた」に、「を解除する」を「の利用承認を取り消す」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「を解除する」を「の利用承認を取り消した」に、「延長保育利用解除通知書により」を「延長保育利用取消通知書により当該」に改める。

別表第2第4号様式の項中「延長保育利用解除通知書」を「延長保育利用取消通知書」に改める。

(大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則(昭和62年大和市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項第1号中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第4号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同項第5号中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第7条第1項第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第2号中

「第19条第1項第2号及び第3号」を「第19条第2号及び第3号」に改める。

第8条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第17条第1項第3号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第4号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「（」の次に「平成26年政令第213号。」を加える。

第18条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第20条第3項各号中「教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

（大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部改正）

第3条 大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則（平成26年大和市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第4条第1項」の次に「、第5条の2第2項」を加える。

第10条を削り、第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削り、同条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第5条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第5条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の

座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第11条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

第12条第1項中「第7条」を「第8条」に改める。

第22条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第2項中「第7条」を「第8条」に改める。

(大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める規則の一部改正)

第4条 大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める規則(平成26年大和市規則第55号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第5条第2項中「係る法第19条第1項第1号」を「係る法第19条第1号」に、「利用している法第19条第1項第1号」を「利用している同号」に、「の法第19条第1項第1号」を「の同号」に改め、同条第3項中「係る法第19条第1項第2号又は第3号」を「係る法第19条第2号又は第3号」に、「利用している法第19条第1項第2号又は第3号」を「利用している同条第2号又は第3号」に、「の法第19条第1項第2号又は第3号」を「の同条第2号又は第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第2号又は第3号」を「第19条第2号又は第3号」に改める。

第7条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第12条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条

第2号」に改める。

第14条第1項第2号中「認定こども園法」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第19条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第25条を次のように改める。

## 第25条 削除

第34条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「利用している法第19条第1項第2号」を「利用している同条第2号」に、「定められた法第19条第1項第2号」を「定められた法第19条第2号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに」に、「法第19条第1項第1号又は第2号」を「同条第1号又は第2号」に、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの」を「同号に掲げる小学校就学前子どもの」に、「法第19条第1項第2号」を「同条第2号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「利用している法第19条第1項第1号」を「利用している同条第1号」に、「定められた法第19条第1項第1号」を「定められた法第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの」を「第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに」に、「法第19条第1項第1号又は第2号」を「同条第1号又は第2号」に改める。

第36条第2項中「、法第19条第1項第3号」を「、法第19条第3号」に、「定める法第19条第1項第3号」を「定める同号」に改める。

第38条第2項中「係る法第19条第1項第3号」を「係る法第19条第3号」に、「の法第19条第1項第3号」を「の同号」に改める。

第43条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第47条中「の定員」を削る。

第49条中「及び第22条」を「、第22条から第24条まで及び第26条」に改める。

第50条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第

19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「及び第22条」を「、第22条から第24条まで及び第26条」に、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「法第19条第1項第1号又は第3号」を「同条第1号又は第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、「含む。）」と」の次に「、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と」を加え、「前4項」を「前各項」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「法第19条第1項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第3条の規定による改正後の大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則第5条の2第2項の規定の適用については、同規則第3条第1項に規定する家庭的保育事業者等（以下単に「家庭的保育事業者等」という。）において利用乳幼児（同項に規定する利用乳幼児をいう。以下同じ。）の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同規則第5条の2第2項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。